

有料職業紹介事業基本契約書

紹介手数料部分を抜粋

第10条（紹介手数料）

1. 甲は、第1条（1）により乙が紹介した求職者の内定を決定し、求職者が甲の内定承諾により就職した日（契約締結日）をもって紹介手数料の支払いが発生する成功報酬方式とする。求職者が契約締結したにも拘らず、甲への入社に至らなかった場合には、紹介手数料は発生しないものとする。また、乙は甲に対してこれに伴う損害賠償金など一切の保証を行わないものとする。

2. 紹介手数料は、期間の定めのない雇用契約の場合、当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の10%（消費税別）、期間の定めのある雇用契約の場合、当該求職者の就職後、雇用契約（各種契約含む）期間中の月に支払われる賃金を平均したものに12を乗じた算出基礎額（内定書や労働条件通知書、業務委託契約等に記載されている額）の10%（消費税別）とする。

3. 甲は、紹介手数料の支払い義務発生日（求職者の就職日）以後1ヶ月以内に、乙の指定する口座（旭川信用金庫本部 別段預金 №.10012）に振り込まなければならない。なお、振込手数料は甲の負担とする。

4. 甲が乙に支払った紹介手数料は、求職者の都合により甲に就職日以後90日未満に退職した場合は全額返還する。返還時期は乙に通知した日より1ヶ月以内とする。ただし、返還請求期限は求職者が退職した日の翌月末までとする。

※注 甲～事業所、乙～旭川信用金庫

許可番号 01-ユ-300598

旭川信用金庫 武田 智明

旭川市4条通8丁目

事業所名：旭川信用金庫

旭川市1条通8丁目108番地 フィール旭川2階

事業所名：トライアルワークセンター